

住居表示地区は届出が必要です

住居表示とは

「住居表示に関する法律」に基づき、建物に新しく番号を付けることにより、日常生活で使用する住所を分かりやすくするための制度です。住居表示地区の住所は土地の番号ではなく、住居表示の番号を使用します。

※番号が決定しないと住所異動届ができません。事前の申請（足場がはずれて以降）をお願いします。

住居表示地区（旧古河市の一部）

旭町、大手町、北町、幸町、桜町、静町、下山町、中央町、常盤町、錦町、西町、長谷町、原町、東、東本町、平和町、本町、松並、三杉町、緑町、南町、宮前町、横山町、雷電町

住居表示が必要な建物（工作物）

住宅、アパート、ホテルなど居住用の建物
事務所、銀行、倉庫など事業用の建物

住居表示の申請に必要なもの

- ・ 住居新築届（申請書） ※古河市ホームページからダウンロードできます
- ・ 建築確認済証の写し
（「建築基準法第6条第1項または同法第6条の2第1項の規定による確認済証」と記載されたページ）
- ・ 案内図（または写し）
（建物周辺の案内図。申請箇所をマーカーなどでマーキングしてください）
- ・ 建物の配置図（または写し）
- ・ 建物の平面図（または写し）
- ・ 土地の公図（または写し）
- ・ 仮換地証明書の写し
（古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業施行地区のとき）

☆申請書の提出は、建物（工作物）の所有者、管理者、建築業者などから行うことができます。

住宅の場合建築業者がすでに申請をしている場合があるので、申請前に提出済みかどうかの確認をお願いします。

※申請済みの場合・・・住居表示の番号が決定した通知と住居表示の番号記載の青色のプレートを渡しています。

申請・ご協力をお願いします

